

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人爽生会（以下、法人）の役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の経営に対する責任及び業務執行の対価として支払われるものである。

(報酬の体系)

第3条 役員及び評議員の報酬は、職責及び勤務実態により月額・日額の報酬とする。職員兼務理事は職員分と役員分を区分する。

(役員の間年報酬総額等)

第4条 理事に対する各年度の報酬総額は、600万円を超えない範囲とする。

2 監事に対する各年度の報酬総額は、20万円を超えない範囲とする。

3 理事及び監事に対しては、第1項及び第2項の報酬総額の範囲内で、この規程に従って算定した額を報酬として支払うことができる。

(業務執行理事等の報酬)

第5条 業務執行理事である理事長及び常務理事、並びに職員を兼務する常勤理事に対しては、第2条の規程に基づき、別表1により月額報酬及び実費弁済費を支払う。

(評議員会及び理事会の出席報酬等)

第6条 役員及び評議員が、評議員会及び理事会に出席したときは、別表2により報酬及び実費弁済費を支払う。

2 第5条により月額報酬を支払われている理事には、本条を適用しない。

(監事の報酬等)

第7条 監事が評議員会及び理事会に出席したときは、別表2により報酬及び実費弁済費を支払う。

2 監事が評議員会及び理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立ち合った場合、又は運営状況の監査業務を実施した場合においても、別表2により報酬及び実費弁済費を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支払方法)

第9条 第5条に規定される理事長、常務理事及び常勤理事に対する報酬等の支給日は、毎月25日とする。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日とする。

- 2 第6条及び第7条に規定される役員及び評議員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席等業務に従事した都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成30年1月15日より施行する。
- 3 この規程は、令和2年4月3日より施行し、令和2年3月9日から適用する。
- 4 この規程は、令和4年6月23日より施行し、令和4年7月25日支給分から適用する。

別表1（第5条 業務執行理事等の報酬）

名称	報酬	実費弁済費
理事長	月額 0円	実費額(交通費)
常務理事	月額 100,000円	実費額(交通費)
常勤理事	月額 50,000円	実費額(交通費)または通勤手当相当

別表2（第6条、第7条 評議員会及び理事会の出席報酬等）

名称	報酬	実費弁済費
評議員報酬及び理事報酬	日額 12,640円	実費額(交通費)
監事報酬	日額 12,640円	実費額(交通費)

別表3（第8条 出張旅費）

出張旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	実費額 (1泊12,000円以内)	日額 12,640円	実費額